

木曾広域消防本部 障がい者活躍推進計画

令和2年3月
木曾広域連合
木曾広域消防本部消防長

1 策定趣旨

この計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定に基づき、障がい者である職員がその有する能力を有効に発揮して、職業生活において活躍することの推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、障がい者活躍推進計画の作成に関する指針（以下「作成指針」という。）に基づき策定する。

2 計画期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）

3 木曾広域消防本部における障がい者雇用に関する課題

木曾広域消防本部（以下、「当本部」という。）は、職員定数66名で、現在、疾病・事故等により障がい者となった職員（以下「中途障がい者」という。）が若干名在籍している。

消防吏員は、障がい者の雇用の促進等に関する法律施行令により、除外職員として定められているが、現に障がい者が在籍していること、また今後、職員が中途障がい者として身体障がい者となる職員が発生する可能性もあることから、組織的な体制整備を行う必要がある。

4 目標

(1) 採用に関する目標

消防吏員については、今後も障がい者に限定した募集・採用を行うことは困難と考えるが、会計年度任用職員については、募集条件に身体基準を設けないこととする。

(2) ワーク・エンゲージメント（満足度）に関する目標

状況に応じて、アンケートや面談を実施し把握します。

5 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

ア 障がい者雇用推進者として消防次長を選任する。

イ 障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、速やかに選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、資格認定講習を受講させる。

ウ 障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、消防本部に障がい者である職員の相談窓口を設置し、木曾広域連合総務課担当者と連携を図るとともに、庁舎内LANを利用すること等により周知する。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

身体障がい者となった職員が身体障がい等により、従来の業務遂行が困難となった場合、又はその相談があった場合は、円滑な職場復帰のために必要な職務の選定、負担なく遂行できる職務の選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方等について検討する。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

イ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

(ア) 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。

(イ) 自力で通勤できることといった条件を設定する。

(ウ) 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

(エ) 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。

(オ) 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(4) その他

国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。